

海津市スポーツ推進計画 (改訂版)

令和2年3月

海津市教育委員会

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 スポーツの定義.....	2
3 計画の位置付け.....	3
4 計画の期間.....	3
5 スポーツ推進の意義.....	4
第 2 章 スポーツの現状と課題	5
1 スポーツ推進計画策定のためのアンケート調査.....	5
2 スポーツ推進における課題.....	19
3 数値目標の達成状況.....	20
第 3 章 基本的な方向性	21
1 まちづくりにおいてスポーツが担うべき役割.....	21
2 計画策定の方向性.....	21
第 4 章 施策の展開	25
1 スポーツを楽しむ機会の創出.....	25
2 スポーツ環境の充実.....	29
3 スポーツを推進する人材と組織の充実.....	33
4 スポーツに関する情報の収集、発信.....	36
第 5 章 計画の推進	37
1 市民、団体、市の役割.....	37
2 推進体制.....	38
参考資料	39
1 策定経緯.....	39
2 海津市スポーツ審議会名簿.....	40
3 海津市スポーツ推進審議会条例.....	41
4 スポーツ基本法.....	43



計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

(1) 国、県の動向

国においては、スポーツにおける新たな課題に対応していくため、「スポーツ振興法（昭和36年制定）」を50年ぶりに全面改正し、平成23年（2011年）に「スポーツ基本法」が制定されました。同法では、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとされ、スポーツが国民生活において多面にわたる役割を担っているとされています。また、平成24年（2012年）に策定された「スポーツ基本計画」では、「スポーツ参画人口」を拡大し、「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むことが謳われています。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会やワールドマスターズゲームズ2021関西などの国際競技大会が開催されることで、国民のスポーツに対する関心が高まることが期待されます。こうしたスポーツへの関心を一時的な関心に留めず、市民の身体づくりや技能の向上、健康寿命の延伸につなげることができるようなスポーツ施策の展開が急務となっています。

また、岐阜県では、平成17年3月に「ぎふスポーツ振興計画」を策定し、「スポーツ王国・ぎふ」の実現を目指して、生涯スポーツの振興、競技スポーツの振興、学校における体育・スポーツ、の3つの分野を主要分野とし、各分野に目標を掲げ計画を推進してきました。平成27年3月には「清流の国ぎふスポーツ推進計画」を策定し、「スポーツ立県・ぎふ」を掲げ、子どもから高齢者まで、生涯にわたり、自らの年齢、関心、適正などに応じて日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支える活動に参画することにより、県民が明るく健康で心豊かに暮らし、地域に元気があふれる「清流の国ぎふ」の実現を目指しています。

(2) 計画策定の目的

人はスポーツを行うことによって、喜びや達成感、悲しみや挫折感を覚えます。また、選手がスポーツに懸命に取り組む姿は、多くの人に感動を与えます。また、スポーツを継続的に実施することで体力の向上、健康の維持・増進も期待できます。スポーツによる競争、その結果としての勝敗は、人間的な成長を促し、共に戦った仲間とのチームワークやフェアプレーの精神を育みます。

また、スポーツ基本法では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じ、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」としています。

このように、スポーツには、単なる運動にとどまらず、権利として保障されるべきものであり、生活向上という点において、非常に重要な役割を果たします。

スポーツを取り巻く大きな動きとしては、平成27年(2015年)10月に文部科学省の外局として、国のスポーツの振興その他のスポーツに関する施策の総合的な推進を図ることを任務とするスポーツ庁が設置され、国としてもスポーツの一層の推進に向けて取り組んでいます。また、令和元年にはラグビーワールドカップが開催。令和2年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。

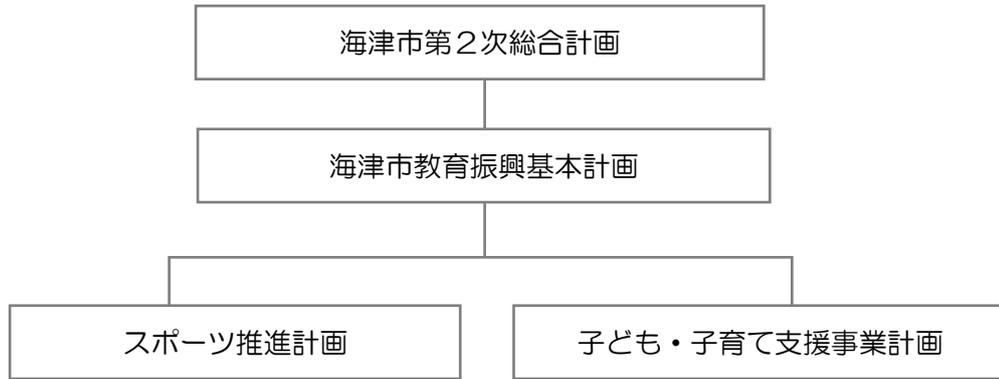
海津市においては、平成27年3月に「海津市スポーツ推進計画」(10年期間)を策定し、「みんなでスポーツ いきいきライフ ～スポーツの力で人と地域が元気になるまち かいづ～」を基本理念とし、本市の特性に応じたスポーツを推進してきました。この度、計画策定から5年が経過し、計画期間の中間年を迎えることから、計画策定後の状況の変化等を踏まえて見直しを行い令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「海津市スポーツ推進計画(改訂版)」として策定します。

2 スポーツの定義

本計画では、推進の対象とする「スポーツ」を、市民に身近なものとして感じてもらい、気軽に取り組んでもらえるように、広い概念として捉えることとします。一定のルールに基づいて勝敗や記録を競う競技性の高いものだけでなく、ウォーキングや軽い体操など、健康増進や介護予防などのために行う運動も含め、「スポーツ」として表現しています。

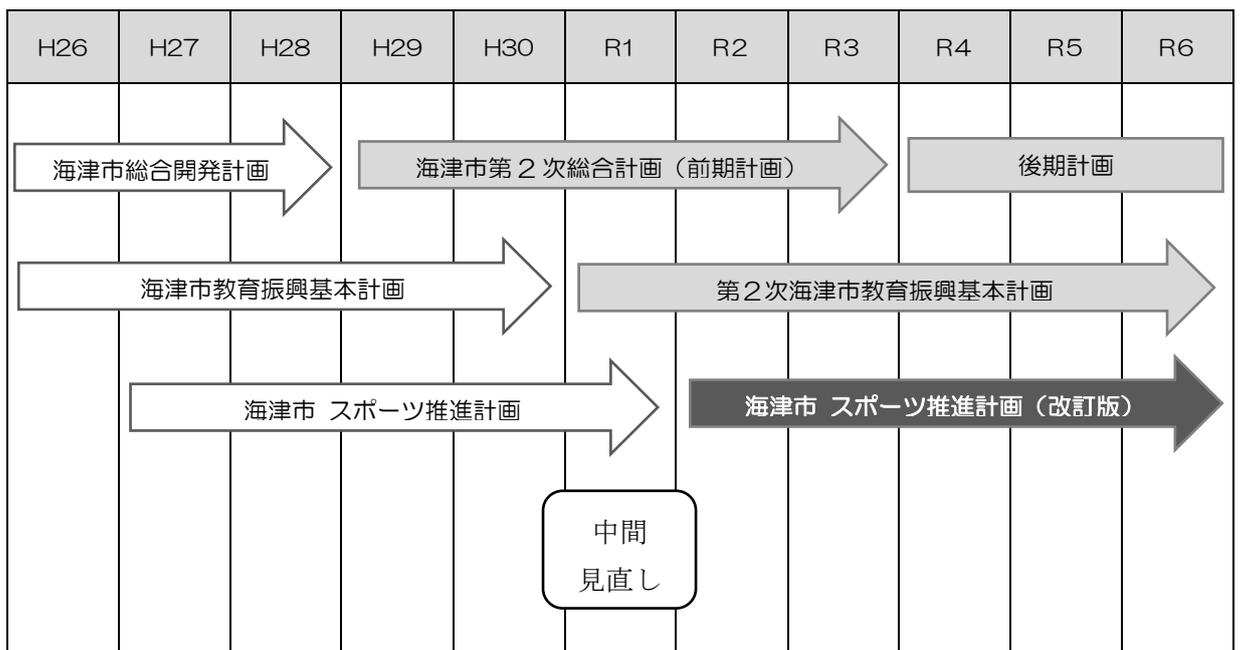
3 計画の位置付け

本計画は、海津市第2次総合計画を上位計画とし、第2次かいづ健康づくりプランなど、他の関連計画との整合性を図りながら、スポーツの推進における基本的な考え方や施策を示すものです。



4 計画の期間

本計画は「海津市スポーツ推進計画」を改訂するものであり、計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間とします。



5 スポーツ推進の意義

(1) 健康増進、介護予防のためのスポーツ

継続的に行う軽い運動は、生活習慣病の予防や身体機能の維持、増進のために効果があります。特に近年、「健康寿命」という考え方が重視されるようになり、介護予防の取組が広まりつつあります。子どもから高齢者まで、障がいのある方も含めて、能力に応じたスポーツを行うことで、市民全体の健康増進につながり、医療費の削減なども期待されます。

(2) 子どもの心身の成長を促すスポーツ

子どもの頃にスポーツに取り組むことは、子どもの体力づくりに加え、集団行動やルールに従って行動する意識、集中力やコミュニケーション能力の向上など、心身の成長において大きな意味を持ちます。また、子どもの頃にスポーツが好きになると、大人になっても機会があればスポーツをしようとする傾向があるとされており、子どものうちにスポーツの楽しさを体感できる機会を持つことが重要です。

(3) 生きがいを育むスポーツ

スポーツは、上達することの楽しみや仲間と一緒にやる楽しみ、上手くいった時の達成感など、様々な楽しみ方ができます。日常的な気晴らしやストレス解消、生きがいの創出などなど、精神的な効果が期待できます。また、「する」スポーツだけでなく、「みる」・「支える」といった様々な関わり方があり、あらためてスポーツを身近なものとして捉えなおすことも重要です。

(4) 地域の絆を支えるスポーツ

スポーツは、集団で力を合わせたり、競い合うなどにより、人と人とのコミュニケーションを生み出すものです。「スポーツ基本法」にも「スポーツは世界共通の人類の文化」とあるように、オリンピックやワールドカップなど、国際的な交流もスポーツの力で行われています。スポーツを行う人が増え、イベントや教室に参加することは、地域内の交流を生み出し、コミュニティを活性化させることにも効果があります。



スポーツの現状と課題

1 スポーツ推進計画策定のためのアンケート調査

(1) 調査概要

① 調査の目的

スポーツ推進計画策定から5年目となり、より一層のスポーツの推進と健康づくりの為、計画の見直しと計画策定の基礎資料として、調査を実施しました。

② 調査対象

海津市在住の中学生以上を無作為抽出

③ 調査期間

令和元年7月10日から令和元年7月31日

④ 回収状況

配布数 2,000通

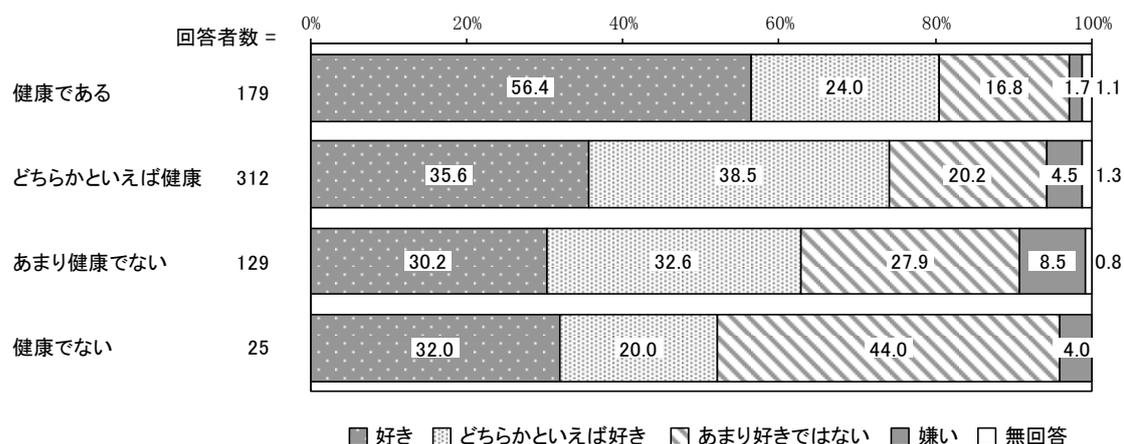
有効回答数 665通（有効回答率33.3%）

(2) 調査結果

① 体を動かすことが好きか

健康状態別にみると、健康な人で「好き」の割合が高くなっています。また、健康でない人で「あまり好きでない」の割合が高く、あまり健康でない人で「嫌い」の割合が高くなっています。

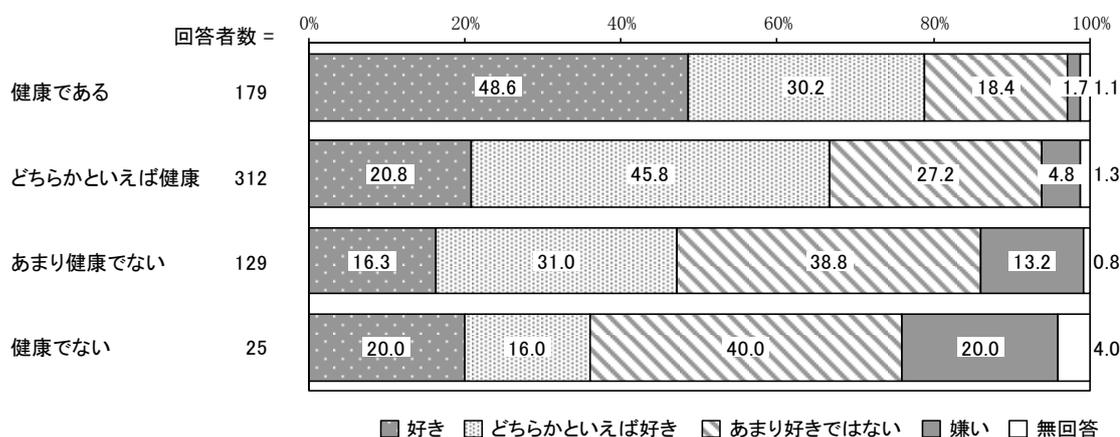
体を動かすことが好きか（健康状態別）



② 運動やスポーツをすることが好きか

健康状態別にみると、健康な人で「好き」の割合が高くなっています。また、健康でない人ほど「嫌い」の割合が高くなる傾向がみられます。

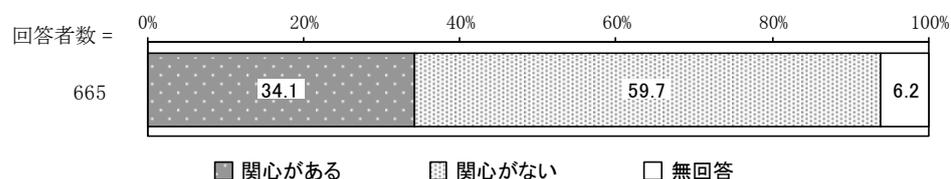
運動やスポーツをすることが好きか（健康状態別）



③ 障がい者スポーツへの関心

「関心がある」の割合が34.1%、「関心がない」の割合が59.7%となっています。

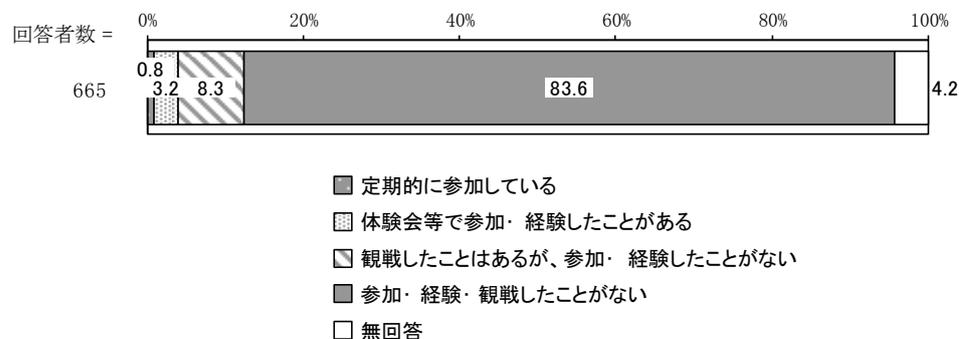
障がい者スポーツへの関心度



④ 障がい者スポーツを行ったり、観戦したりした経験

「参加・経験・観戦したことがない」の割合が83.6%と最も高くなっています。

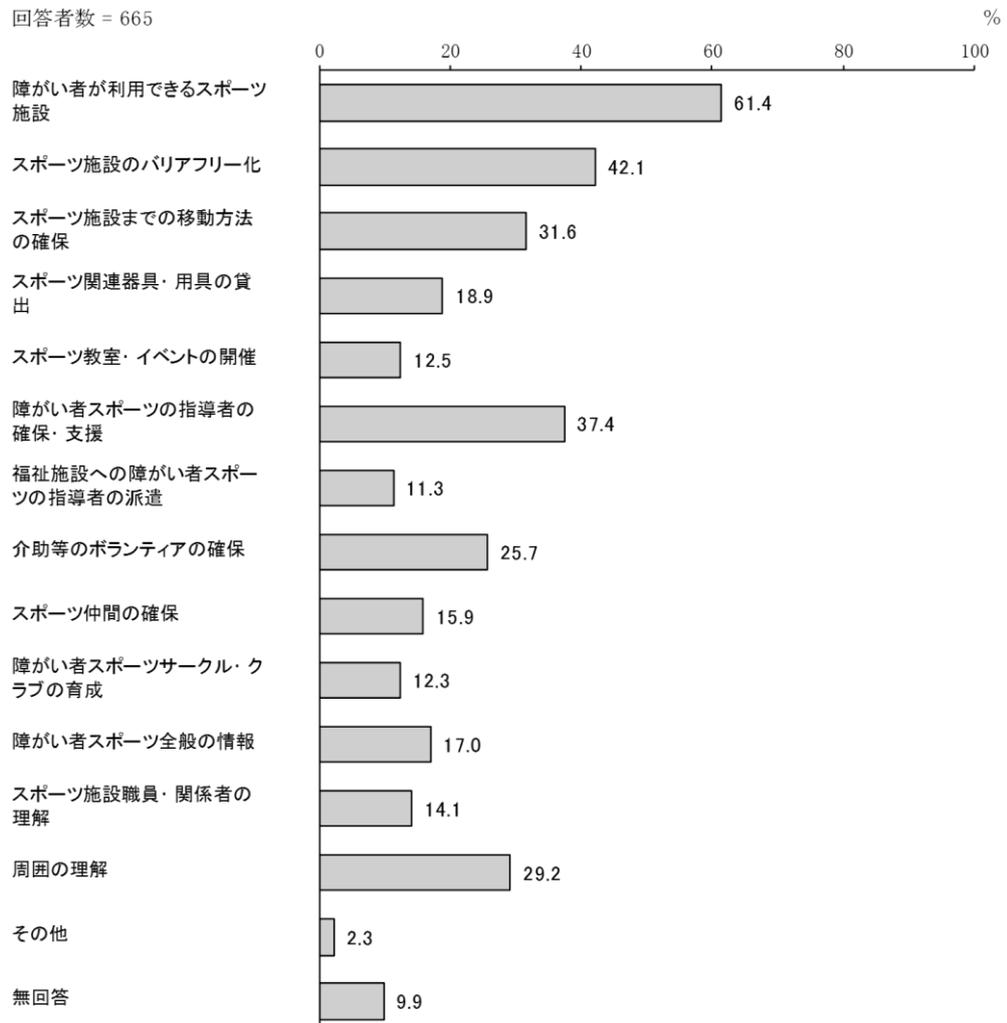
障がい者スポーツを行ったり、観戦したりした経験



⑤ 障がい者スポーツを行ううえで何が必要か（複数回答あり）

「障がい者が利用できるスポーツ施設」の割合が61.4%と最も高く、次いで「スポーツ施設のバリアフリー化」の割合が42.1%、「障がい者スポーツの指導者の確保・支援」の割合が37.4%となっています。

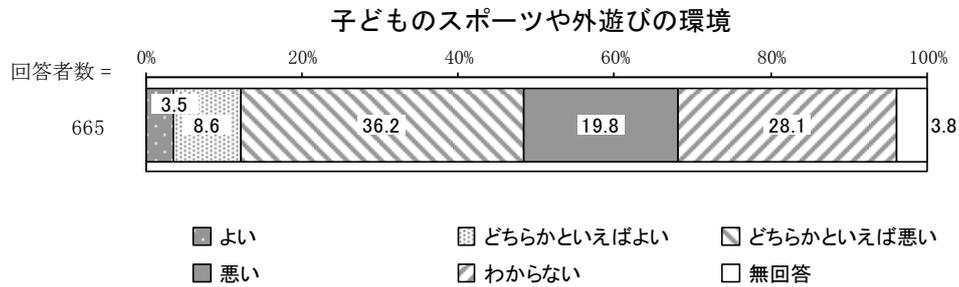
障がい者スポーツを行ううえで必要なこと



平田地区運動会

⑥ 今の子どものスポーツや外遊びの環境についてどのように感じるか

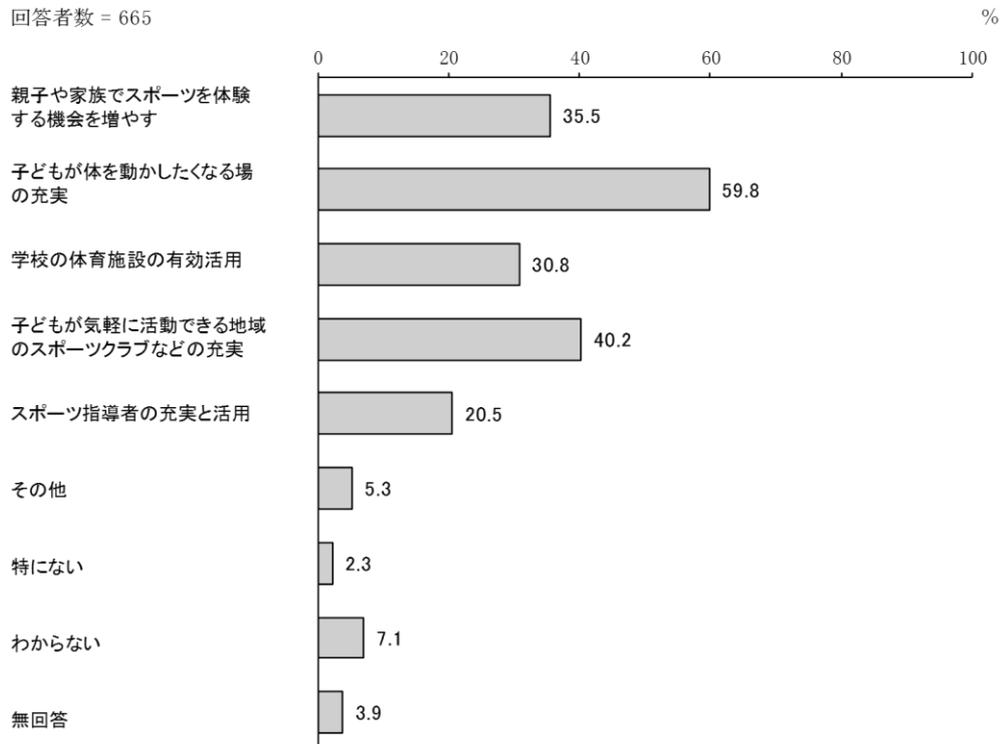
「よい」と「どちらかといえばよい」を合わせた“よい”の割合が12.1%、「どちらかといえば悪い」と「悪い」を合わせた“悪い”の割合が56.0%となっています。



⑦ 子どものスポーツや外遊びの環境を充実するために、どのようなことに力を入れたらよいと思うか（複数回答あり）

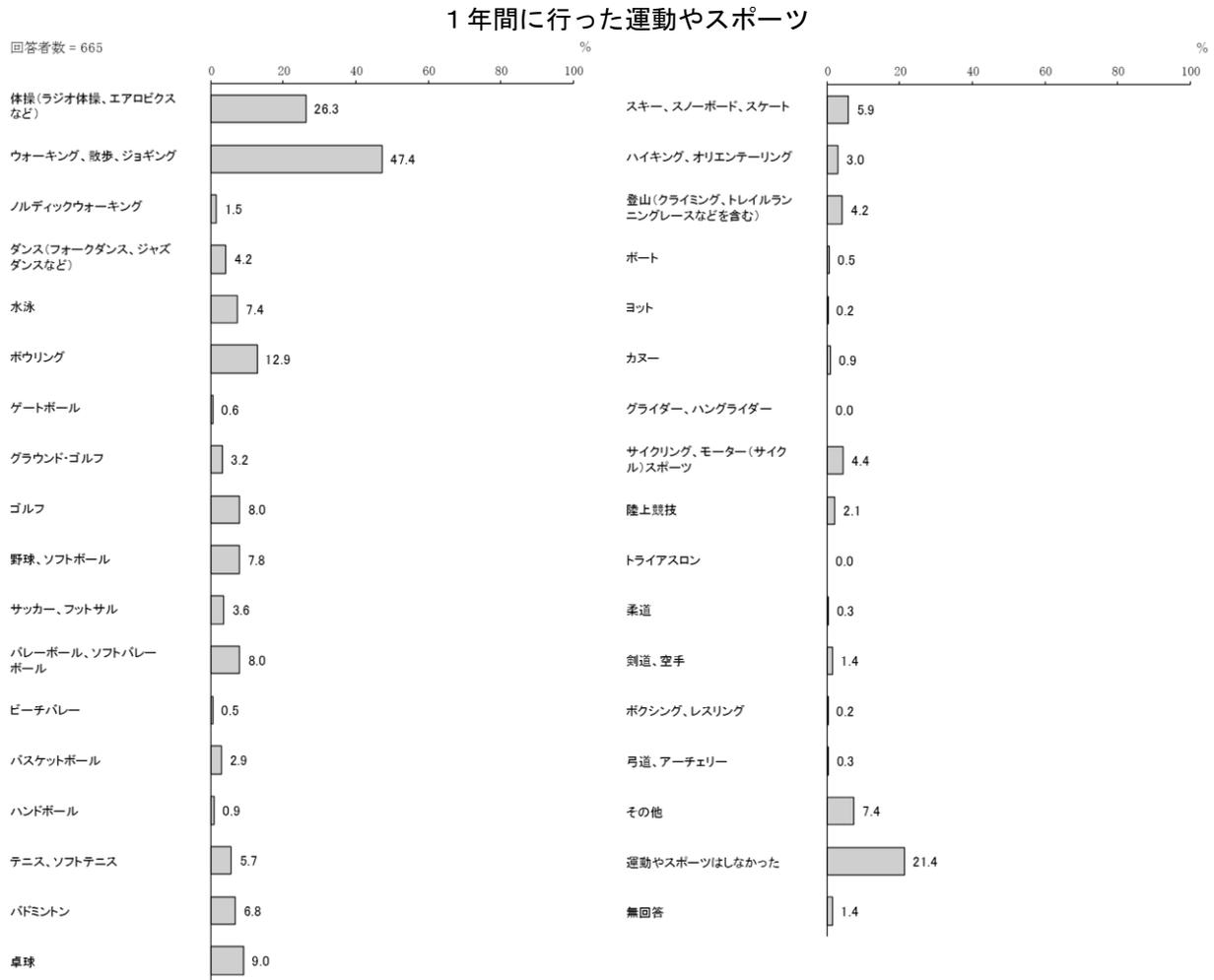
「子どもが体を動かしたくなる場の充実」の割合が59.8%と最も高く、次いで「子どもが気軽に活動できる地域のスポーツクラブなどの充実」の割合が40.2%、「親子や家族でスポーツを体験する機会を増やす」の割合が35.5%となっています。

子どものスポーツや外遊びの環境を充実するために力をいれるべきこと



⑧ この1年間に行った運動やスポーツ（複数回答あり）

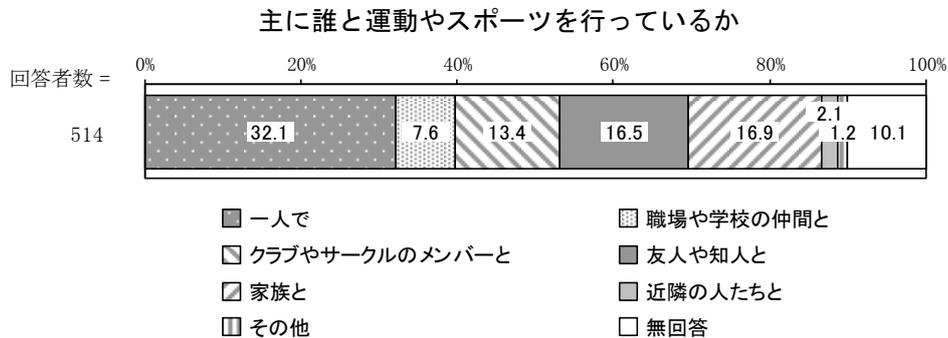
「ウォーキング、散歩、ジョギング」の割合が47.4%と最も高く、次いで「体操（ラジオ体操、エアロビクスなど）」の割合が26.3%、「運動やスポーツはしなかった」の割合が21.4%となっています。



全日本中学選手権競漕大会

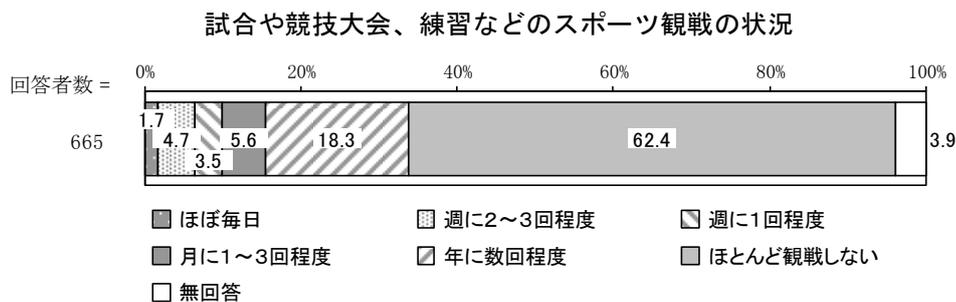
⑨ 主に誰と運動やスポーツを行っているか

「一人で」の割合が 32.1%と最も高く、次いで「家族と」の割合が 16.9%、「友人や知人と」の割合が 16.5%となっています。



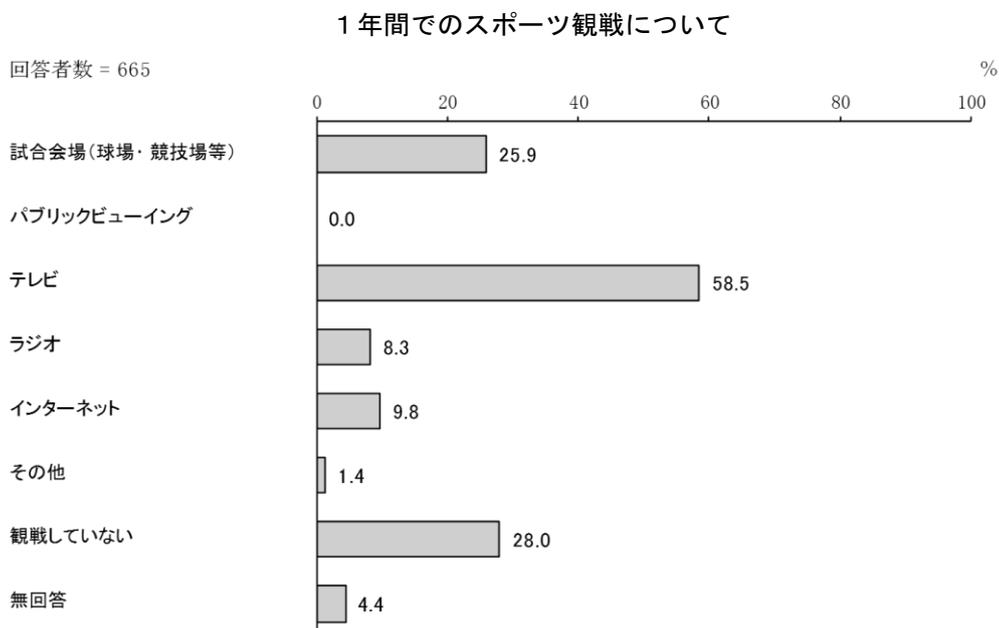
⑩ 試合や競技大会、練習などのスポーツ観戦をどの程度しているか

「ほとんど観戦しない」の割合が 62.4%と最も高く、次いで「年に数回程度」の割合が 18.3%となっています。



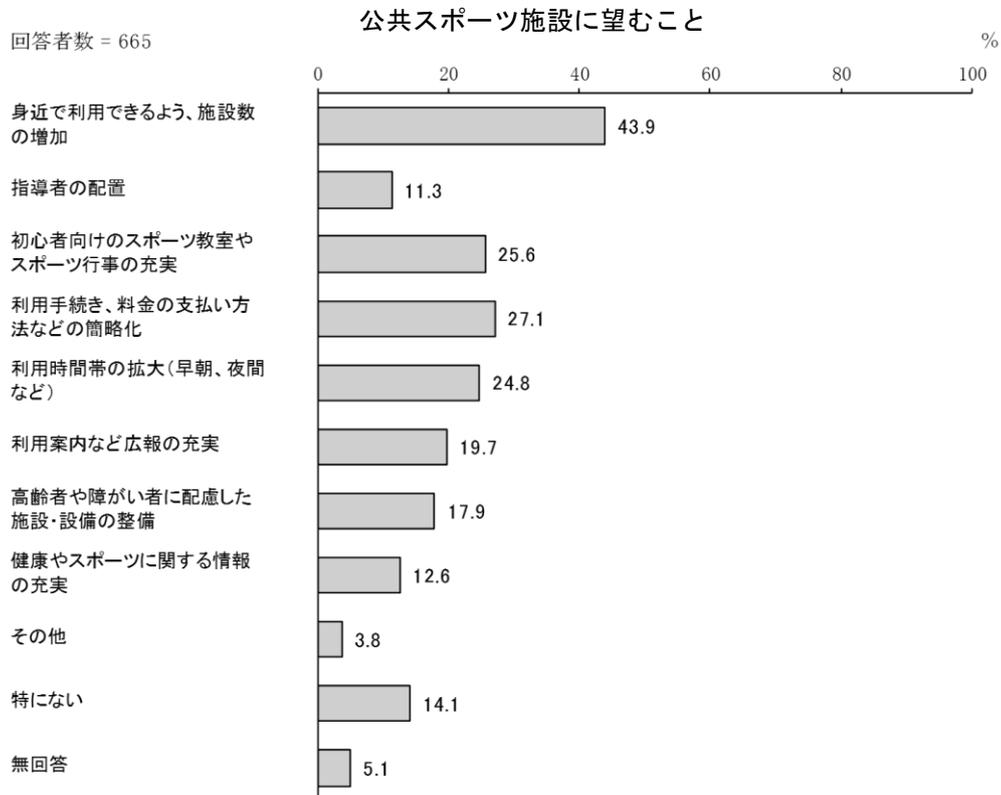
⑪ この1年間でどのようにスポーツを観戦したか（複数回答あり）

「テレビ」の割合が 58.5%と最も高く、次いで「観戦していない」の割合が 28.0%、「試合会場（球場・競技場等）」の割合が 25.9%となっています。



⑫ 公共スポーツ施設について、何か望むことはあるか（複数回答あり）

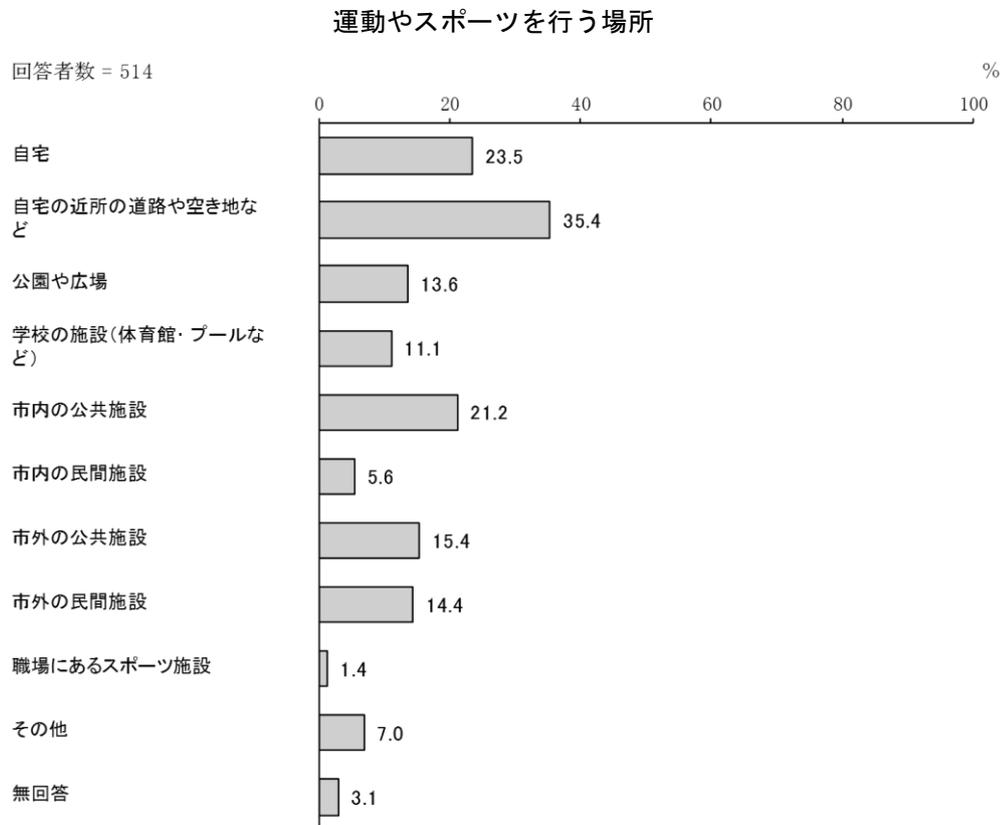
「身近で利用できるよう、施設数の増加」の割合が43.9%と最も高く、次いで「利用手続き、料金の支払い方法などの簡略化」の割合が27.1%、「初心者向けのスポーツ教室やスポーツ行事の充実」の割合が25.6%となっています。



グラウンド・ゴルフ大会

⑬ 普段、どんな場所で運動やスポーツを行っているか（複数回答あり）

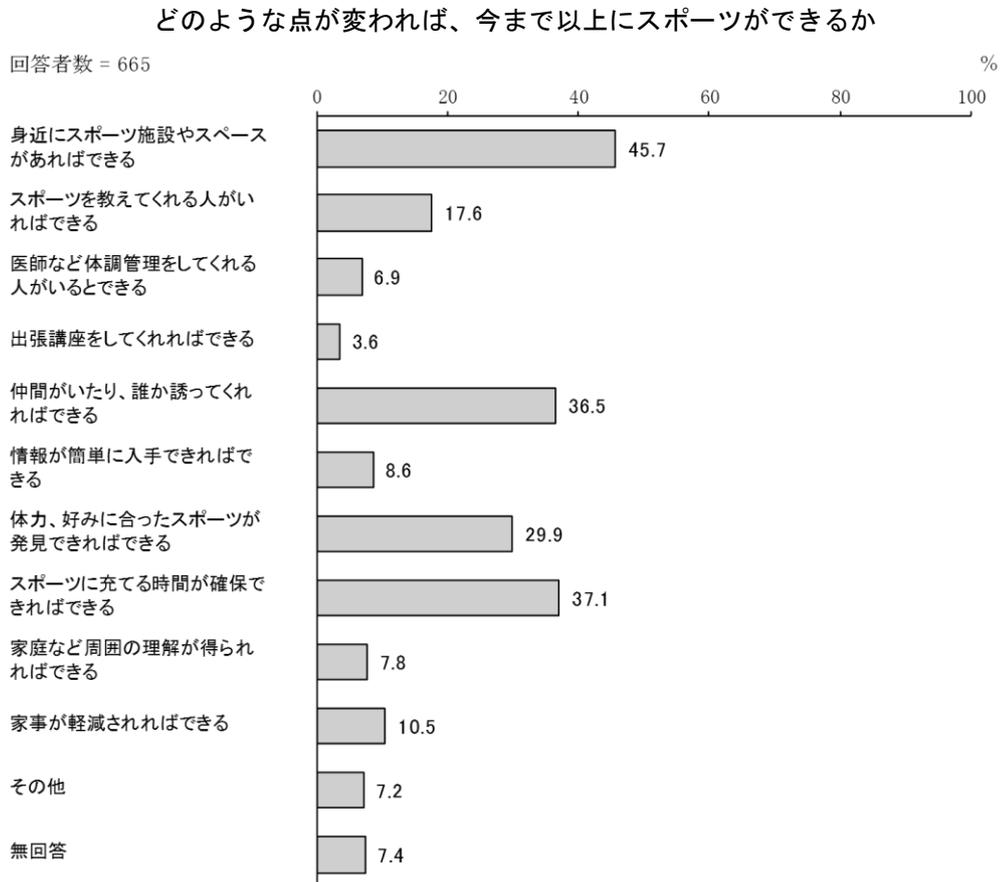
「自宅の近所の道路や空き地など」の割合が35.4%と最も高く、次いで「自宅」の割合が23.5%、「市内の公共施設」の割合が21.2%となっています。



マラソン大会

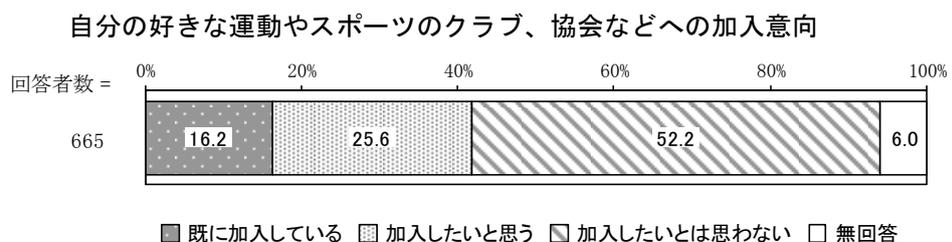
⑭ どのような点が変われば、今まで以上にスポーツができると思うか
(複数回答あり)

「身近にスポーツ施設やスペースがあればできる」の割合が45.7%と最も高く、次いで「スポーツに充てる時間が確保できればできる」の割合が37.1%、「仲間がいたり、誰か誘ってくれればできる」の割合が36.5%となっています。



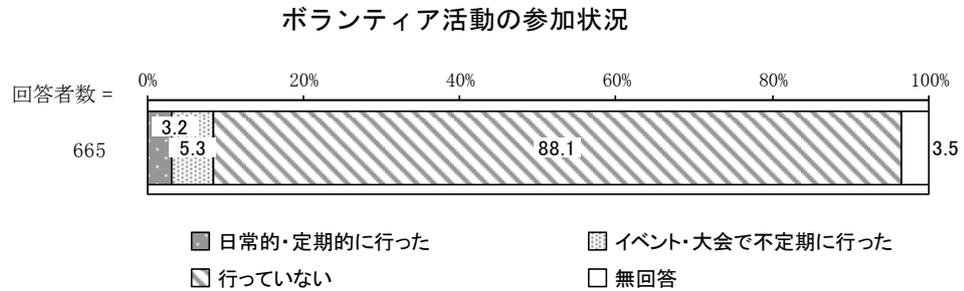
⑮ 自分の好きな運動やスポーツのクラブ、協会などがあれば、あなたは加入したいと思うか

「加入したいとは思わない」の割合が52.2%と最も高く、次いで「加入したいと思う」の割合が25.6%、「既に加入している」の割合が16.2%となっています。



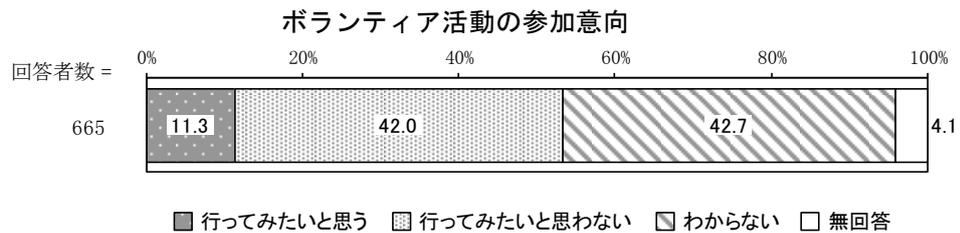
⑩ この1年間に、スポーツの指導やスポーツ大会の運営などスポーツに関するボランティア活動を行うか

「行っていない」の割合が88.1%と最も高くなっています。



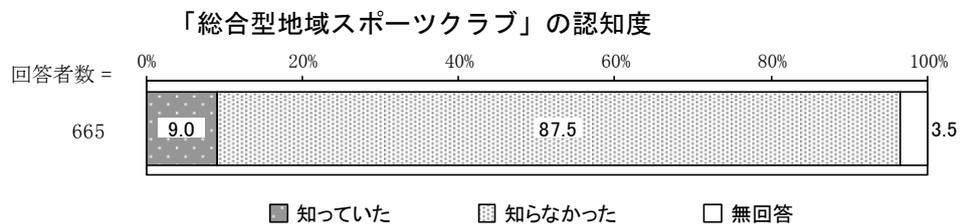
⑪ 今後、スポーツに関するボランティア活動を行ってみたいか

「わからない」の割合が42.7%と最も高く、次いで「行ってみたいと思わない」の割合が42.0%、「行ってみたいと思う」の割合が11.3%となっています。



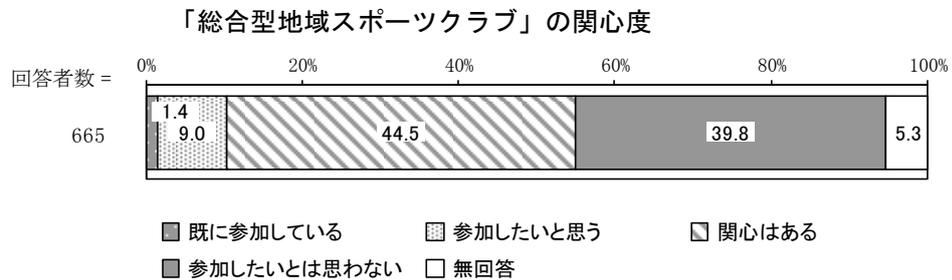
⑫ 「総合型地域スポーツクラブ」の認知度

「知っていた」の割合が9.0%、「知らなかった」の割合が87.5%となっています。



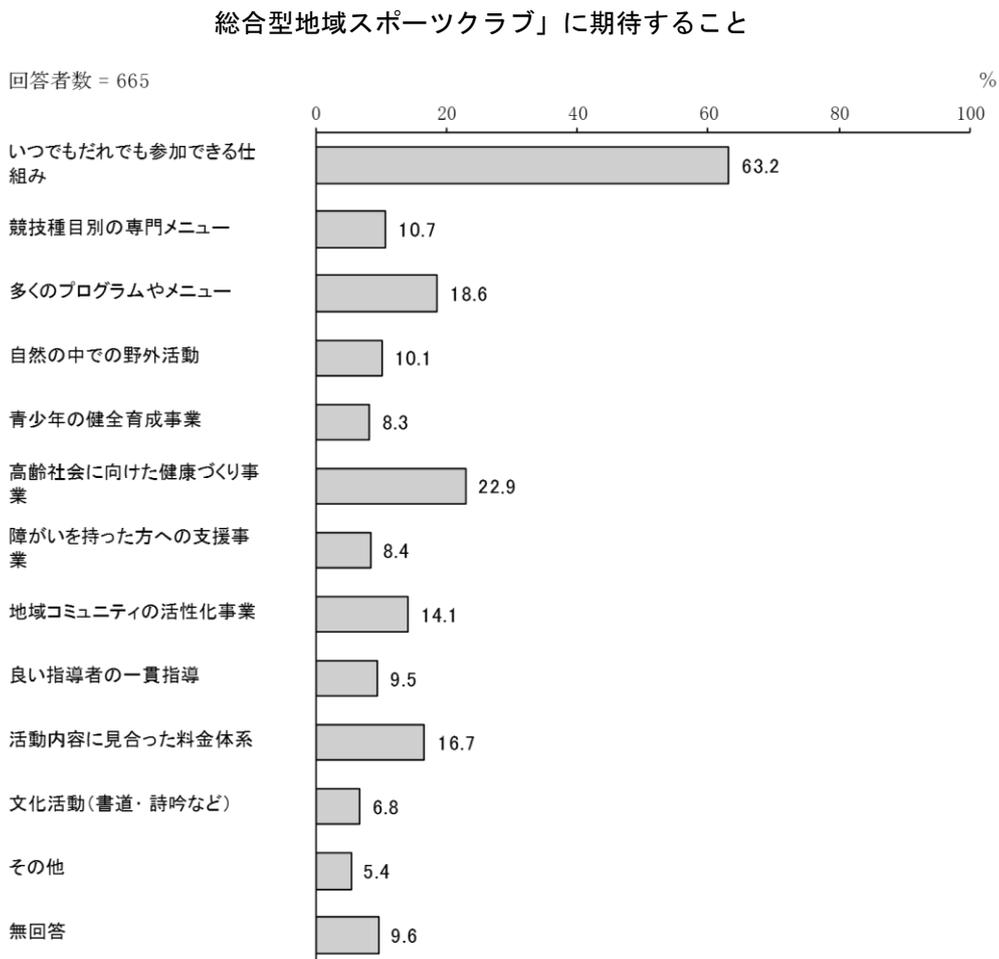
⑱ 「総合型地域スポーツクラブ」の関心度

「関心はある」の割合が44.5%と最も高く、次いで「参加したいとは思わない」の割合が39.8%となっています。



⑳ 「総合型地域スポーツクラブ」に期待すること（複数回答あり）

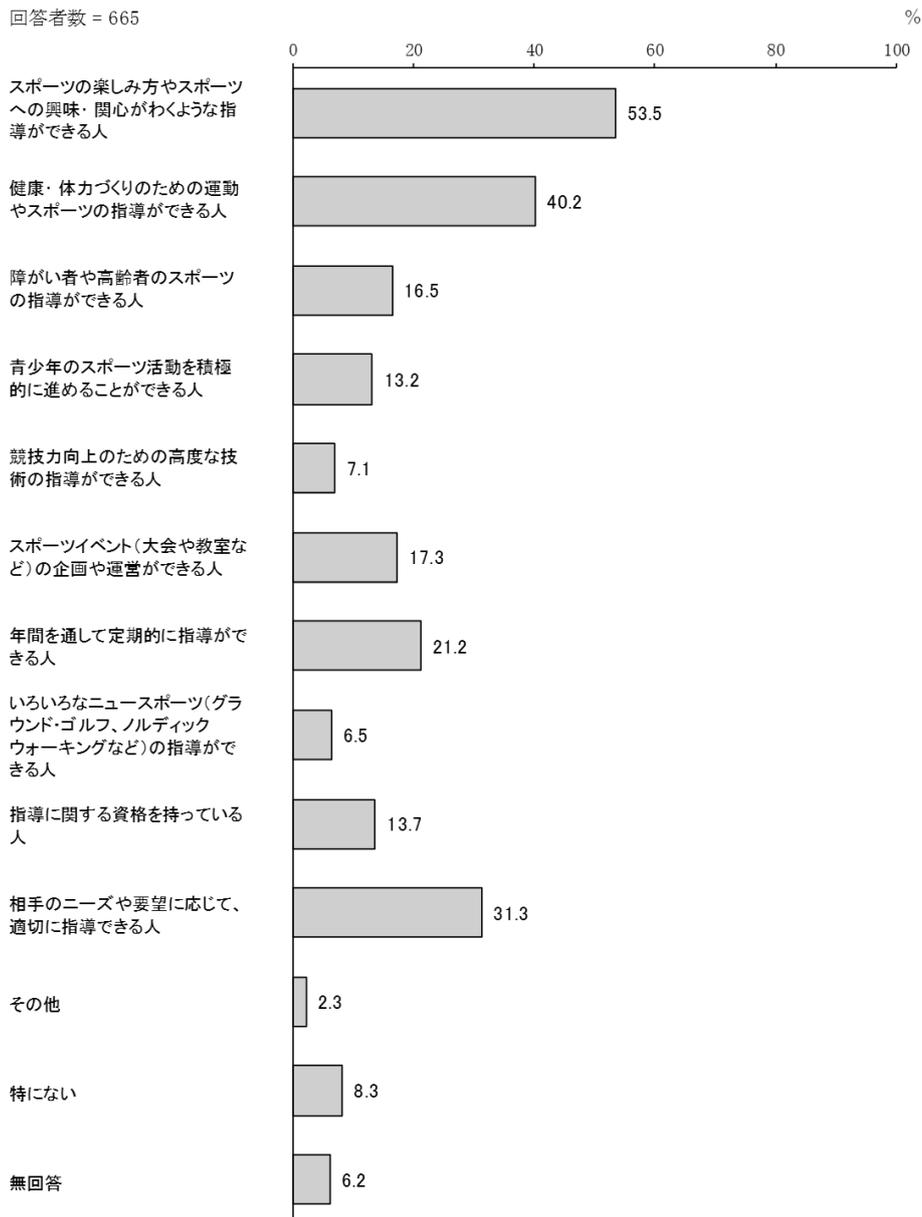
「いつでもだれでも参加できる仕組み」の割合が63.2%と最も高く、次いで「高齢社会に向けた健康づくり事業」の割合が22.9%、「多くのプログラムやメニュー」の割合が18.6%となっています。



⑳ 市民の運動やスポーツを推進するために、どのようなスポーツ指導者が必要だと思いますか（複数回答あり）

「スポーツの楽しみ方やスポーツへの興味・関心がわくような指導ができる人」の割合が53.5%と最も高く、次いで「健康・体力づくりのための運動やスポーツの指導ができる人」の割合が40.2%、「相手のニーズや要望に応じて、適切に指導できる人」の割合が31.3%となっています。

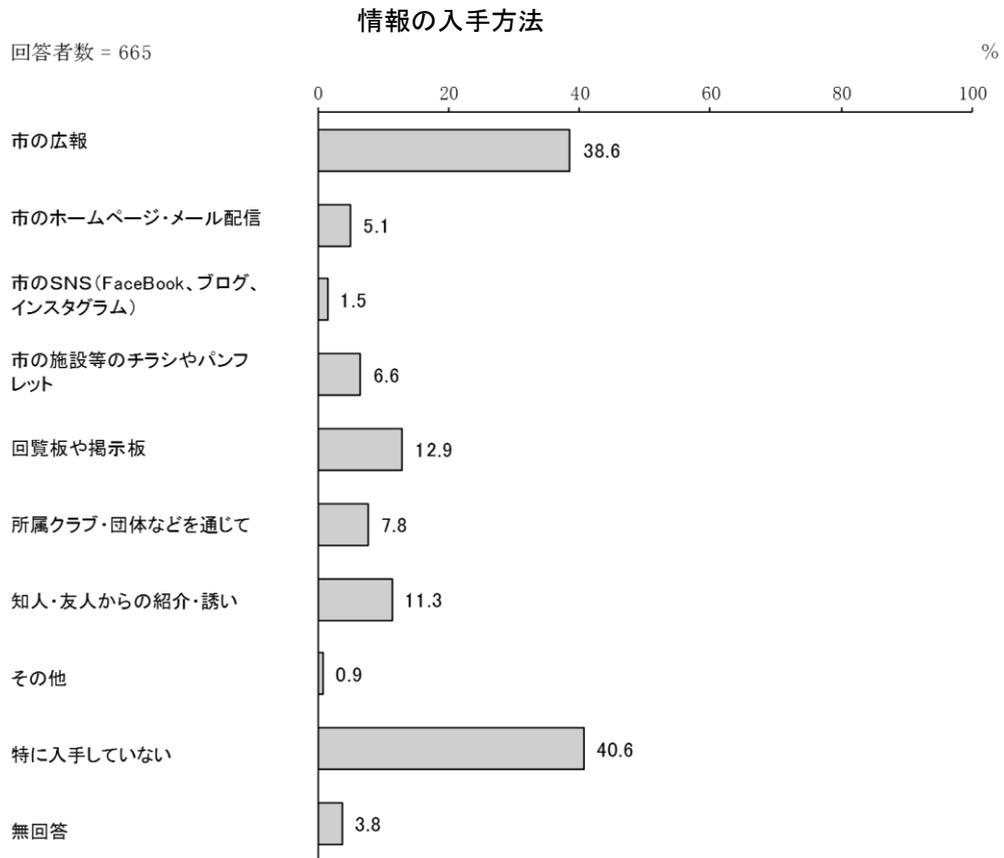
市民の運動やスポーツを推進するための必要なスポーツ指導者



⑫ 市の運動やスポーツに関する情報をどのように入手しているか

(複数回答あり)

「特に入手していない」の割合が40.6%と最も高く、次いで「市の広報」の割合が38.6%、「回覧板や掲示板」の割合が12.9%となっています。

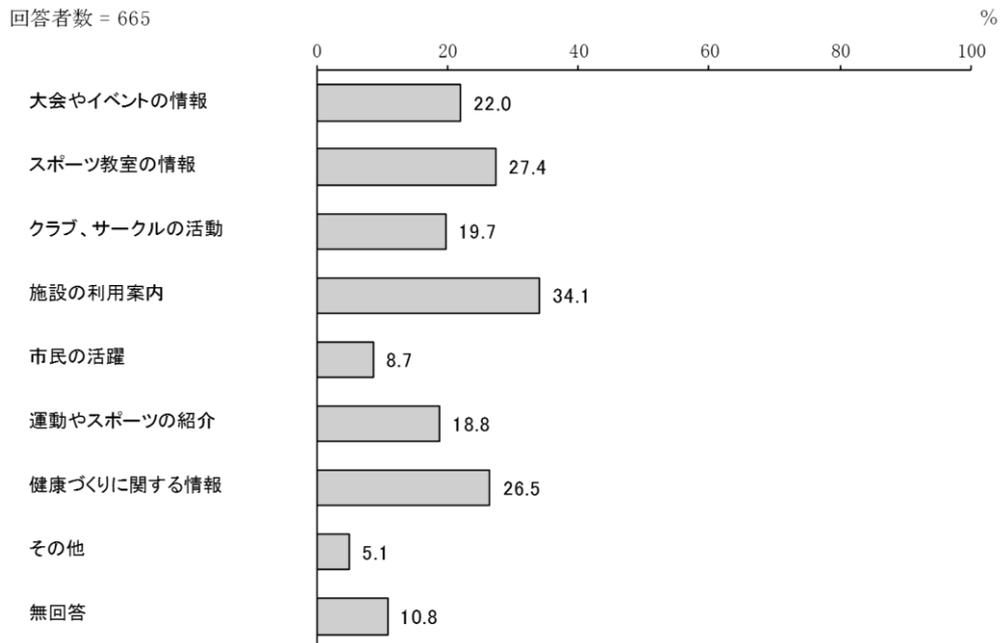


全日本中学選手権競漕大会におけるボランティア活動
(日新中学校生徒)

⑬ 市の運動やスポーツに関する情報としてどのような内容が知りたいか
(複数回答あり)

「施設の利用案内」の割合が34.1%と最も高く、次いで「スポーツ教室の情報」の割合が27.4%、「健康づくりに関する情報」の割合が26.5%となっています。

市の運動やスポーツに関する情報で知りたい内容



スポーツ少年団大会開会式

2 スポーツ推進における課題

アンケート調査結果から、海津市の今後のスポーツ推進における現状と課題を整理しました。

(1) 多様なニーズに対応したスポーツ機会の充実

○障がい者スポーツを推進していく上で、障がい者スポーツの関心度を高めていく必要があります。そのためにも、参加・体験・観戦することのできる機会を増やしていくことが必要です。また、障がい者がスポーツをする機会づくりや、障がい者が利用できるスポーツ施設の整備等も進めていくことが必要です。

○子どものスポーツや外遊びの環境が悪くなったと感じている市民が多い中、子どもが気軽に体を動かすことのできる機会や環境を整えていくとともに、親子で行えるスポーツの機会の充実も必要です。

(2) 気軽に参加できる機会の創出

○現在行っている運動やスポーツは、ウォーキング、散歩、体操など気軽にできるものが多くなっています。またスポーツを行う相手においても、身近な人で行うことが多いことから、身近なところで運動やスポーツができる場の充実が必要です。

○また、スポーツや運動の機会を充実させていくためにも、スポーツイベントの参加を増やすとともに、運動・スポーツに関するイベント等の情報を発信し、市民に広く周知をすることが必要です。

○試合会場よりもテレビでのスポーツ観戦者が多く、スポーツ観戦を気軽にできるきっかけ・仕組みをつくる必要があります。

(3) 体育施設などの身近なスポーツ環境の充実

○身近なところで運動やスポーツができる場が求められており、身近で気軽にスポーツができる場を確保するとともに、自宅でできる運動の情報発信など、情報面での環境の充実も図っていくことが必要です。

(4) スポーツ団体の充実

- スポーツ団体へ加入したい市民がいる中で、これらの団体に関する情報を発信し、活動に参加しやすい機会を作っていくことが必要です。
- 総合型地域スポーツクラブに対する市民の認知度はまだまだ低い状況であり、一層の周知を図り、いつでもだれでも参加できる場として拡充していくことが必要です。

(5) スポーツ人材の育成と活用

- スポーツを推進していくためには、支援側である人材を育成していくことが必要です。スポーツに親しみ、興味・関心がわき、また健康・体力づくりなどの指導ができる指導者に求められており、競技スポーツ等の指導者とともに、市民が気軽に運動やスポーツを行うことのできる指導者の育成と活用が必要です。

(6) スポーツに関する情報の収集、発信

- スポーツに関する情報を特に入手していない市民が多くなっています。また、知りたい情報として、施設の利用案内やスポーツ教室の情報など、様々な情報を提供していく必要がある中で、様々な媒体を活用し、情報面での環境の充実を図っていくことが必要です。

3 数値目標の達成状況

本市では、週1回以上のスポーツ実施率を数値目標として掲げており、当初令和6年度の目標値を45%としていました。

令和元年度の週1回以上のスポーツ実施率は、43.6%と令和6年度の目標値に達していないものの、割合は増加しています。

平成26年度実績	令和元年度実績	当初令和6年度の目標値
37.5%	43.6%	45%



基本的な方向性

1 まちづくりにおいてスポーツが担うべき役割

近年、少子高齢化や生活習慣病の増加、共働き世代の増加や情報社会の進展等による地域コミュニティの衰退など、地域は多様な課題に直面しています。

こうした社会において、スポーツは心身の健康増進に寄与するだけでなく、スポーツを介して地域や仲間とのつながりを生み出すなど、人々の健康づくり・生きがいづくり、そして地域のコミュニティづくりに大きな役割を果たすことが期待されます。

2 計画策定の方向性

(1) 基本理念

市民がスポーツを「みること」や「すること」に対して、これまで以上に関心を持ち、健康や生きがい、人とのつながりなど、それぞれの目的やライフスタイルに応じて気軽にスポーツができるような機会を充実させます。スポーツを日常的にする人が増えることで、多くの市民が健康でいきいきとした日常生活を送れるようになります。

スポーツの力を生かしたまちづくりを進めるため、既存の体育施設の整備・充実やネットワーク化を図るとともに、市民のニーズに合った指導者の養成・確保に努めます。また、地域の特性に応じたスポーツ活動を推進し、それぞれの地域の「誇れるスポーツ」の実現を支援します。

このような考え方より、以下のような基本理念を掲げます。

みんなでスポーツ いきいきライフ

～スポーツの力で 人と地域が元気になるまち かいづ～

(2) 数値目標

基本理念に基づく計画の達成状況を把握する指標として、引き続き、週1回以上のスポーツ実施率を用いることとします。ただし、令和元年度の週1回以上のスポーツ実施率は、43.6%と令和6年度の目標値に達していないものの、割合は増加しています。このことから、令和6年度の目標値を45%から50%に見直します。

週1回以上のスポーツ実施率:37.5%(平成26年度実績)

43.6%(令和元年度実績)

45%⇒50%(令和6年度目標)

(3) 施策の方向

基本理念を実現化するため、以下の4つの方向性を掲げます。

① スポーツを楽しむ機会の創出

多くの市民は、スポーツが好きであり、何らかのスポーツを行いたいと思っています。スポーツを行う理由としては、健康づくりや楽しみ、ストレス解消、人との交流などが挙げられます。こうしたニーズや、市民それぞれのライフスタイルやライフステージなどを踏まえて、スポーツを行う機会の提供を進めていきます。

また、スポーツ人口の底辺の拡大のため、今まで行っていなかった市民が気軽に参加できるようなイベントや初心者向けの教室などを開催するほか、地域の交流を目的としたスポーツイベントの開催を進めます。

これらの取組を通じて、より多くの市民がスポーツに楽しむ機会を創出していきます。

② スポーツ環境の充実

市民が気軽にかつ安全で快適にスポーツができるように、スポーツを行うことができる施設の充実を図ります。適切な維持管理に努めるとともに、利用者の視点に立った利便性の向上を図ります。

また、学校の体育施設のさらなる有効活用や身近な場所でスポーツができる環境を充実させます。

③ スポーツを推進する人材と組織の充実

市民が様々なスポーツを楽しんだり、スポーツの技術を高めていくためには、指導者やスポーツ団体が充実して活動していることが重要です。

スポーツ指導者には、スポーツの楽しさを教えてくれることが期待されており、スポーツにおける安全確保の視点からも、指導者の確保や資質の向上、効果的な活用などを進めていきます。

スポーツ団体については、スポーツに親しもうとする人の受け皿として、市民が生涯を通じてスポーツを行うことができ、競技力の向上を支える存在となるよう、活動の支援を行います。また、それぞれの役割を踏まえつつ、団体相互の連携を強めるとともに、将来的には自立した運営ができるように促していきます。

④ スポーツに関する情報の収集、発信

スポーツに対する市民の関心を高めるとともに、市内で開催されるイベントや教室への参加を促すための情報の収集、発信を進めます。

また、市内で活動している団体の活動内容などの情報についても広報することで、市民の関心度の向上や団体の活動支援につなげていきます。



海津市全景



第4章

施策の展開

1 スポーツを楽しむ機会の創出

★：重点取組

○：既存取組（継続・充実）

●：新規取組

（1）多様なニーズに対応したスポーツ機会の充実

健康のためにスポーツを行う人が多い一方で、子どものスポーツ環境や、働き盛り、子育て世代のスポーツ実施には課題がある状況です。

スポーツに対する様々なニーズや、世代などの特性に応じて、市民の誰もがスポーツを楽しむことができる機会を創出します。

① スポーツを通じた健康づくりの推進

多様な世代の健康づくりを支援するため、総合型スポーツクラブ等が行うサークルや教室、大会の開催を推進するほか、直接スポーツに関わらないイベント等においても、体力測定を行うことなどにより、市民の健康づくりへの関心を高めつつ、健康づくりにつながる軽スポーツの機会を充実させます。

取組イメージ

★○健康づくりにつながる運動の知識の普及、啓発、出前講座の活用

・「体力づくり・健康づくり」講座では簡単な体力測定の後、体力づくり・健康づくりに役立つワンポイントアドバイスを実施。

○総合型地域スポーツクラブのサークル・教室・ウォーキング大会など

○各種イベントにおける体力測定

○軽スポーツ教室の活性化

○高齢者向けトレーニング教室

② 子どものスポーツ活動の推進

子どものうちにスポーツを好きになり、スポーツに親しむことができる機会を充実させます。また、子どもの健全育成のため、スポーツ少年団などチームスポーツの活動の場となる団体の活動支援を行うほか、外部指導者の活用などによる学校部活動の活性化を図ります。

取組イメージ

- ★○体育協会とスポーツ少年団の交流
 - ・団体同士の交流大会を実施。
- スポーツ少年団活動
- 総合型地域スポーツクラブの教室など
- スポーツアカデミーの開催
- 体育協会などから部活動やスポーツ少年団へ専門のコーチ派遣

③ 親子、家族で行うスポーツ活動の推進

マラソン大会や体育振興会の行事など、身近な地域で、親子や家族で参加できるイベントの充実を図ります。また、スポーツを通じた家族の交流を促進し、働き盛り世代や子育て世代のスポーツ活動への参加を促進するため、親子で参加できるイベントや教室を開催していきます。

取組イメージ

- ★○親子参加型のスポーツイベントの開催
 - ・毎年開催のタスポニー交流大会にて、親子の部を実施。
- 海津シティマラソン
- 各地域の体育振興会行事、体育推進員行事

④ 障がい者のスポーツ活動の推進

障がい者主体のスポーツイベントや、障がい者と健常者がともに参加しやすいスポーツイベントや教室を開催し、障がい者のスポーツ機会の充実を図ります。

取組イメージ

- ★●既存大会への応援参加による、市民意識の高揚
 - ・市内スポーツ団体（体育協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員等）や小中学校へ応援参加を働きかけ、障がい者スポーツにふれる。
- 海津市障がい者フライングディスク大会（海津特別支援学校）
- 長良川ふれあいマラソン大会
- 既存のスポーツイベントにおける障がい者の参加機会の拡充
- スポーツ施設のバリアフリー化の推進

⑤ スポーツ活動のレベルアップに向けた支援

スポーツに取り組む意欲が高い市民や、技術力・競技力の向上を目指す市民に対して、スポーツ活動における様々な支援や、指導者や団体等の情報提供を行うことにより、そのレベルアップを支援する取組を行います。

取組イメージ

- 技術力・競技力の向上のためのスポーツ情報の提供
- ターゲットエイジ選手支援事業

(2) 気軽に参加できる機会の拡充

スポーツをすることは、健康増進だけでなく、生きがいの創出や人との交流にもつながります。スポーツに関心がなく、行っていない市民に対して、スポーツへの興味を持ってもらい、楽しさを体験してもらう機会を拡充します。また、スポーツへの参加を通して地域の交流を深めていきます。

① 市民のスポーツ大会・イベントの開催

市民が気軽に参加しやすいスポーツ大会やイベントを開催していきます。特に、市民が身近な場所で参加できるよう、それぞれの地域における軽スポーツの大会やイベント等を開催していきます。

取組イメージ

- ★○スポーツ推進委員のタスポニー交流大会
- 海津シティマラソン
- 各地域の体育振興会行事、体育推進員行事
- オープン大会の開催
- 飛び入り参加イベントの開催

② 初心者向けスポーツ教室の開催

市民のニーズが高く、これまでスポーツを行っていない市民も参加できるような初心者向けスポーツ教室を開催していきます。開催にあたっては、より多くの市民がスポーツに親しみ、自主的に活動していけるよう、スポーツの楽しさを体験できるような指導に配慮します。

取組イメージ

- ★○各種団体での初心者向けスポーツ教室の開催（開催場所、機会の拡充）
 - ・総合型地域スポーツクラブ・体育協会・スポーツ少年団等にて、初心者向けのスポーツ教室を開催。
- 総合型地域スポーツクラブにおける教室の開設
- 市民プールの水泳教室

③ 市民のスポーツ観戦機会の創出

「みる」スポーツを通じて、市民のスポーツに対する関心を高めるため、ボートやカヌー、トライアスロン競技など、海津市の特徴的なスポーツ環境を生かし、市民のスポーツ観戦機会を創出します。スポーツ観戦は、市民とスポーツとの身近な接点となるだけでなく、一流アスリートの競技を観戦することを通じて、将来のトップアスリートの育成にもつながります。

取組イメージ

- ★●F C岐阜ホームタウンデーの市報周知
 - ・年1回、長良川競技場にて海津市の日があり、座席数限定で無料観戦が可能。
- 国際的、全国的なスポーツ大会の誘致、開催
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会事前キャンプの誘致

④ スポーツを通じた地域交流の推進

スポーツの持つ力による地域間交流、地域内交流を促進するためのスポーツイベントの開催を進めます。身近な地域におけるスポーツイベントや、海津市全体でのイベントを開催し、交流を深めていきます。

取組イメージ

- ★●市外地域との交流大会の開催
 - ・タスポニー交流大会等にて市外参加者を募集し、交流を深める。
- 海津シティマラソン
- 各地域の体育振興会行事、体育推進員行事
- 総合型地域スポーツクラブ行事
- 市全体でのスポーツイベントの開催

2 スポーツ環境の充実

(1) 身近なスポーツ環境の充実

市民が身近な場所でスポーツに親しめるよう、学校施設の有効活用を進めるほか、公園や広場などにおける安全なスポーツ環境の充実を図ります。また、備品の充実や貸出により、市民や団体等が気軽にスポーツを行う支援を行います。

① 多様なニーズに対応した設備の充実

様々なスポーツ種目や市民のニーズに対応できるよう、体育施設における設備の充実を図るほか、高齢者や障がい者にも利用しやすいよう、施設のバリアフリー化を推進します。

取組イメージ

- ★○体育施設の耐震化及び改修
 - ・平田体育館耐震化改修の実施。
- 体育施設の適切な維持管理
- 長良川サービスセンターの利用促進に関する検討
- 体育施設の集約
- スポーツ施設の利用方法などに関する周知
- 社会体育施設のバリアフリー化の推進
- 快適に利用できる設備の充実
- 体育施設へのネーミングライツ（施設に名称を付与する権利）の導入
- 施設利用システムの導入に関する検討

② 学校施設の有効活用

市民や団体のスポーツ活動の場として、学校施設の体育館やグラウンドなどの開放を進めるとともに、設備の充実を図ります。

取組イメージ

- 市立学校体育施設の開放
- 市立学校体育施設の適正な維持管理、設備の充実

③ ウォーキングコース等（山歩き、トレイルランニング、サイクリング） の整備

市内の名所・旧跡などを結ぶウォーキングコース等を整備し、市民のウォーキングの場を充実させます。その上で、鉄道会社などと連携したウォーキングイベント等を開催し、市民及び市外の人を呼び込むことによって賑わいの創出につなげます。

取組イメージ

★○ウォーキングマップ等の作成

- ・総合型地域スポーツクラブ等へ、ウォーキング大会の開催及びマップ作製を依頼。

○市民、団体によるウォーキングコース等の設定

- 養老山脈トレイルランニングレース
- 石津御嶽登山競争

④ 身近な施設等でのスポーツ環境の充実

体育施設に限定せず、福祉施設や児童施設などにおいても軽スポーツなどがしやすい環境を整備するほか、公園や広場などの身近な場所においても、スポーツがしやすく、子どもが遊びやすい環境を整備します。

取組イメージ

★●スポーツ推進委員の活用

- ・軽スポーツの紹介や提案をし、各種目のやり方、ルール説明、指導を行う。

○公共施設におけるスポーツ活動の推進

○公園や広場におけるスポーツ環境の整備

- 出前講座の活用

⑤ スポーツに関する備品等の充実

市民や団体が軽スポーツやニュースポーツなどに取り組みやすいよう、必要な備品の充実を図ります。備品を活用したスポーツイベントや教室を開催し、参加者が自主的な活動をする際に貸出を行います。

取組イメージ

○備品を活用したイベント等の開催

○軽スポーツ備品の充実

○市民・団体等への備品の貸出

(2) 学校体育の推進

市民が身近な場所でスポーツに親しめるよう、学校施設の有効活用を進めるほか、公園や広場などにおける安全なスポーツ環境の充実を図ります。また、備品の充実や貸出により、市民や団体等が気軽にスポーツを行う支援を行います。

① 幼児の運動遊びの充実

一人ひとりの幼児の興味や生活経験に応じた遊びの中で、幼児自らが体を動かす楽しさや心地よさを実感することができるよう、幼児が自発的に体を動かして遊ぶ機会を確保するとともに、幼児が楽しく体を動かして遊んでいる中で、多様な動きを身に付けていくことができるように、様々な遊びが体験できる機会の充実を図ります。

取組イメージ

- ★●親子参加型のスポーツイベント、教室の開催
 - ・スポーツ推進委員を活用した、軽スポーツ教室の開催。
- 公園や広場におけるスポーツ環境の整備

② 学校における体力づくりの推進

児童生徒が仲間とともに運動する楽しさや記録更新の喜びを味わい、自主的に運動に親しむ習慣を身に付けることができるよう、体力づくりのプログラムの検討を行っていきます。

また、児童生徒の発達段階に応じた目標を設定し、児童生徒が運動やスポーツに取り組む意欲を高めていきます。

取組イメージ

- スポーツ体力テストの実施
- スポーツ少年団への加入促進

③ 学校部活動とクラブ活動の在り方の検討

学校教育課や各学校との連携を図り、市体育協会や総合型地域スポーツクラブ等との話し合いや協力のもと、望ましい体制づくりを行います。また、部活動とクラブ活動の位置付けを検討すると共に、指導者の確保・育成を行っていきます。

取組イメージ

- ★●スポーツ指導者バンクの整備と活用
- 外部指導者の導入

(3) 競技スポーツの推進

全国的なスポーツ大会、県レベルのスポーツ大会への参加を支援し、市レベルのスポーツ大会の開催や関係団体への助成を通じて競技スポーツの拡大を図るとともに、トップアスリートの発掘・育成、指導者の確保・育成、スポーツ環境の整備などにより、上位の大会へ本市出身の選手がより多く出場できるよう、スポーツ競技力の強化を図ります。

① 選手の育成・強化

次世代のアスリートとして活躍する選手が本市から生まれるよう、市体育協会や競技団体、学校等と連携し、強化育成に取り組めます。

取組イメージ

- ★●スポーツ表彰の実施
 - ・体育協会イベント時に、優秀団体・個人への表彰を行う。
- トップアスリートによるスポーツクリニックの実施
- 全国大会への参加支援（報奨金の交付など）

② 指導者の育成

競技スポーツ力向上のため指導者の育成を図るとともに、発達段階に応じた適切な指導や計画に基づいた、ジュニア世代から一貫した選手育成ができる体制の基盤づくりを推進します。

取組イメージ

- ★●スポーツ指導者バンクの整備と活用
- 外部指導者の導入

3 スポーツを推進する人材と組織の充実

(1) スポーツ団体の充実

スポーツ団体は、子どもから大人まで、スポーツを継続的に行ったり、競技力を高めたりする上で、活動の基盤としての役割を担っています。それぞれの団体の特性に応じた活動を支援するとともに、連携や役割分担を明確化するなどにより、団体の充実を図ります。

① 総合型地域スポーツクラブの育成

現在市内で活動している総合型地域スポーツクラブについて、円滑な運営ができるよう、クラブマネージャーや指導者等の資質向上を促し、自主運営への働きかけなど、クラブの育成を行います。将来的には、クラブの統合や、より自立性の高い運営への変革に向けた検討、推進を支援していきます。

取組イメージ

- ★●総合型地域スポーツクラブの活動の趣旨や取り組み内容の周知
 - PRチラシを市内小・中学校へ配布
 - クラブマネージャーの研修・資格の取得
 - 自主運営への働きかけ
 - 後進の育成、機能的な組織となるための変革
 - 総合型地域スポーツクラブへの地域のスポーツイベントの開催委託

② 既存スポーツ団体、クラブの活性化

体育協会等、既存のスポーツ団体やクラブへの活動の支援を行い、活性化を図ります。その上で、自立的な運営ができるよう、活動内容に応じた適切な支援を行います。

海津市体育協会については、運営強化のための法人化に向けた検討を行います。

取組イメージ

- ★●初心者向けスポーツ教室の開催
 - 未経験者でも参加可能な、体験教室を開催。
 - 活動内容、活動実績に応じた支援の仕組みづくり
 - スポーツ単位団体の統廃合
 - 全国大会への参加支援（報奨費の交付など）
 - 体育協会の法人化に向けた検討
 - オープン大会の開催

③ スポーツ団体間の連携促進

市内で活動している様々なスポーツ団体間の連携を促し、それぞれの活動の活性化や、運営の効率化などを進めます。また、市民の幅広いニーズに対応できるよう、効率的な運営のための団体間の統合について検討し、適切に推進します。

取組イメージ

- ★○総合型地域スポーツクラブ、体育協会、スポーツ少年団の統合に向けた検討
 - ・統合を実現した先進地より講師を招き、課題・問題解決事例等の指導を受ける。
- それぞれの団体が補うことで、幅広いニーズに対応できるスポーツ団体への成長

(2) スポーツ人材の育成と活用

市民がスポーツに親しみ、また、技術を向上させるためには、適切な指導者がいることが必要です。スポーツ指導者の育成や活用を推進するとともに、国体での経験を生かし、スポーツイベントにおけるボランティアの組織化を図ります。市内でスポーツに関わる人材間の情報共有、交流のための機会を創出し、連携した取組や活動の質の向上を図ります。

また、トップアスリートと連携したイベントや教室などを開催してスポーツへの市民の関心を高めていきます。

① スポーツ指導者の育成、確保及び活用

スポーツ指導者に対する研修を充実させ、資質の向上を図ります。また、市民のニーズに合った指導が行えるよう、指導者間の情報交換や情報共有を進めます。

取組イメージ

- ★○指導者資格の取得に対する補助
 - ・活動補助の一部を、指導者資格取得補助に充てる。
- 指導者研修の実施や紹介
- スポーツ推進委員の資質向上
- スポーツ指導者バンクの整備と活用
- 中学校への外部指導者派遣の推奨

② スポーツ関係者等の情報共有、交流機会の創出

スポーツ団体や指導者、スポーツ施設管理者等が情報を共有し交流する機会を創出します。定期的に情報交換し、大会や広報などにおいて連携できるような関係づくりを進め、それぞれの活動の活発化につなげていきます。

取組イメージ

- スポーツ関係者連絡協議会の設置、開催

③ トップアスリートの活用

地元出身のトップアスリートを招待したスポーツ教室、スポーツイベントを開催するほか、県の人材バンク等を利用し、市民がスポーツに関心を持ち、子どもたちに夢を与えるような機会を創出します。

取組イメージ

- 地元から生まれたアスリートによる指導
- スポーツイベントにおけるトップアスリートの招待

④ スポーツボランティアの参加機会の拡大

広域的なスポーツ大会や市民スポーツ大会の開催において、スポーツボランティアを募り、活動の場を与えることでスポーツボランティアの参加機会の拡大を図ります。またボランティアの登録制度を創設し、ボランティアに参加しやすく活動しやすい環境を整えます。

取組イメージ

- スポーツイベントにおけるボランティア活用の推進
- スポーツボランティア登録制度の創設、組織化
- 全国的なスポーツイベント開催に向けた機運醸成と人材育成

4 スポーツに関する情報の収集、発信

① スポーツイベントに関する情報発信の充実

各スポーツ団体及びスポーツ推進委員の活動内容や、団体が行っているイベント等の情報発信について、より多くの市民の目に触れやすいよう、情報発信の場を提供するなどの支援を行います。

取組イメージ

- ★○市報での軽スポーツ教室のスケジュール（毎月）・スポーツイベントの案内
- 総合型地域スポーツクラブの折込チラシ
- 各種大会結果の掲載

② スポーツ団体の情報発信の充実

様々なスポーツイベントや教室の開催にあたって、より多くの市民が関心を持ち、参加していただけるよう、市報やHPなどの各種媒体を活用し、情報発信の充実を図ります。

取組イメージ

- ★●活躍した地元選手の情報発信
- 市HPと各スポーツ団体HPのリンク
- スポーツ団体の情報発信に関する支援
- 市のスポーツ広報紙を発行、配布

③ スポーツに関する市民の関心度の向上

健康づくりの場をはじめ、各種公共施設、観光スポット、イベントの開催など、様々な場や機会を活用して、スポーツ関連情報を発信することで、市民がスポーツに興味を持ち、スポーツをはじめのきっかけが生まれるような取組を進めます。

取組イメージ

- ★○多様な公共施設、イベントにおけるスポーツ情報の発信（スポーツに関わらないものも含めた積極的な展開）
- 日常生活にスポーツ的な要素を取り入れる情報の発信



計画の推進

1 市民、団体、市の役割

スポーツの推進においては、市民、スポーツ関係団体、市がそれぞれの役割を認識し、主体的に活動することが重要です。それぞれの主体については、以下のような役割が期待されます。

(1) 市民

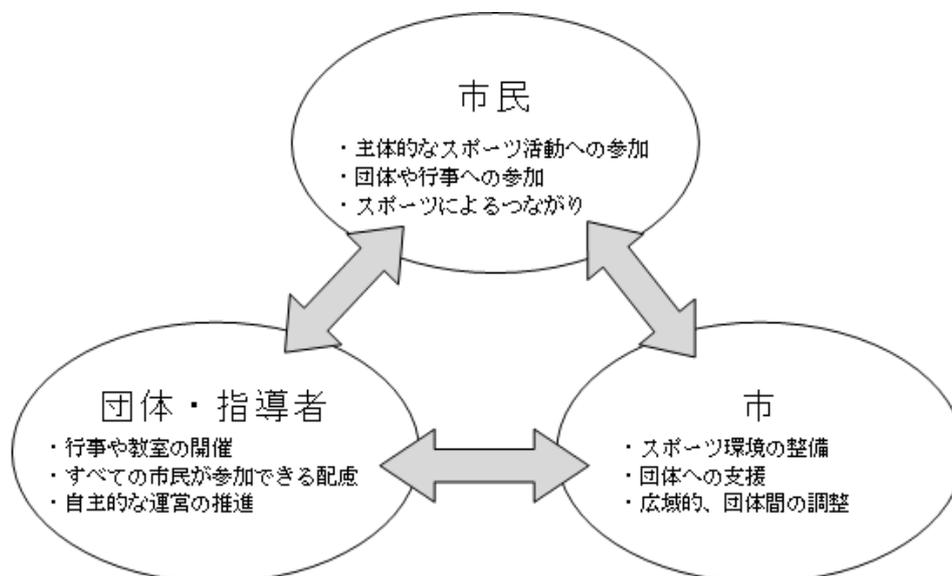
- ・日常的に身体を動かし、スポーツを楽しむこと
- ・スポーツ団体や行事に積極的に参加すること
- ・スポーツを通じて家族や地域のつながりを育むこと

(2) スポーツ関係団体及び指導者

- ・市民が気軽に、楽しく参加できる行事や教室を積極的に開催すること
- ・すべての市民が参加できるよう行事や教室に配慮すること
- ・自主的な運営に努め、積極的に市のスポーツ推進に寄与すること

(3) 市

- ・スポーツ施設をはじめとする環境の整備に努めること
- ・団体や指導者の活動を支援し、多様なスポーツ機会を市民に提供すること
- ・広域的な調整や、団体間の連携を図ること



2 推進体制

計画の推進においては、学識経験者や関係団体の代表者などで構成する「海津市スポーツ推進審議会」によって、計画の進行管理や評価を行い、取組の充実を図ります。



木曽三川交流レガッタ



下多度振興会



タスポニー交流会



平田地区運動会

参考資料

1. 策定経緯

年月日	内 容	議題等
令和元年7月3日	第1回海津市スポーツ審議会	○スポーツ推進計画について ・年間スケジュールについて ・アンケート調査について
令和元年7月10日 ～7月31日	スポーツ推進計画策定のため のアンケート調査	・中学生以上の市民2,000人を対象に郵便によるアンケート調査を実施
令和元年10月29日	第2回海津市スポーツ審議会	○アンケート調査について ○スポーツ推進計画の骨子案について
令和元年12月20日	第3回海津市スポーツ審議会	○スポーツ推進計画の素案について
令和2年1月16日 ～2月14日	パブリックコメントの実施	・市民意見1件
令和2年3月3日	第4回海津市スポーツ審議会	○パブリックコメントの実施結果について ○スポーツ推進計画（案）について

2. 海津市スポーツ審議会名簿

令和元年度 スポーツ推進審議会委員名簿

[敬称略]

	所属名・役職名	氏名
会長	海津市体育協会会長	森 正 弘
副会長	公益財団法人岐阜県体育協会 スポーツ推進課長	若 松 卓 郎
	海津市スポーツ少年団本部長	今 津 美 憲
	岐阜県スポーツドクター協議会	富 成 伸 育
	海津市スポーツ推進委員連絡協議会会長	渡 邊 義 仁
	スマイルクラブこん平田理事長	浅 野 弘 久
	一般社団法人南濃スポーツクラブ理事長	服 部 忠 久
	NPO法人アクアフィールド長良代表	若 山 春 夫
	海津市小中学校校長会代表(城南中学校長)	渡 部 浩 行
	海津市PTA連合会代表(高須小学校PTA会長)	大 村 恭 平

※任期は2年間で令和2年3月31日まで

【事務局】

所属名・役職名	氏名
海津市教育委員会教育長	中 野 昇
海津市教育委員会事務局長	伊 藤 一 人
スポーツ課長	金 森 健 吉
スポーツ課長補佐	宮 島 邦 明
スポーツ課長補佐	奥 村 孝 司

【オブザーバー】

所属名・役職名	氏名
株式会社 名豊	池 上 真 一

3. 海津市スポーツ推進審議会条例

○海津市スポーツ推進審議会条例

平成 26 年 3 月 20 日

条例第 19 号

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号。以下「法」という。)第 31 条の規定に基づき、海津市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、法第 35 条に規定するもののほか、海津市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) 法第 10 条第 1 項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (3) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (4) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (5) スポーツの団体の育成に関すること。
- (6) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (7) スポーツの技術水準向上に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会の委員(以下「委員」という。)は、10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) スポーツ団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、その所掌事項に係る審議を行うため必要があると認めるときは、関係者に対し、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、スポーツ課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、委員の委嘱後に開かれる最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年海津市条例第43号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

4. スポーツ基本法

○スポーツ基本法

(平成二十三年六月二十四日)

(法律第七十八号)

第七十七回通常国会

菅内閣

改正 平成二四年八月二二日法律第六七号

同二六年六月二〇日同第七六号

同二八年五月二〇日同第四七号

同三〇年六月二〇日同第五六号

同三〇年六月二〇日同第五七号

スポーツ基本法をここに公布する。

スポーツ基本法

スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四百一十一号)の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 スポーツ基本計画等(第九条・第十条)

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等(第十一条—第二十条)

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備(第二十一条—第二十四条)

第三節 競技水準の向上等(第二十五条—第二十九条)

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備(第三十条—第三十二条)

第五章 国の補助等(第三十三条—第三十五条)

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツ

は、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体(スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。)、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手(プロスポーツの選手を含む。以下同じ。)が国際競技大会(オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。)又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準(以下「競技水準」という。)の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の努力)

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画(以下「スポーツ基本計画」という。)を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。以下同じ。)で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。))にあつては、その長は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

(平二六法七六・一部改正)

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材(以下「指導者等」という。)の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会(以下「研究集会等」という。)の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国(国立大学法人法(平成十五年法律第一百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。))及び地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。))が設置する幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(平二四法六七・平二八法四七・一部改正)

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識(スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。)の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学的研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体(以下「地域スポーツクラブ」という。)が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(スポーツの日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第二条に規定するスポーツの日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(平三〇法五七・一部改正)

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動(以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。)を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本スポーツ協会(昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会(昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(平三〇法五六・一部改正)

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会(平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。)、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(平三〇法五六・一部改正)

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。)と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあつては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

- 一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの
 - 二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの
- 2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。
- 3 国は、スポーツ団体であつてその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第十条に規定する社会教育関係団体をいう。)であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会(特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。))に係る補助金の交付については、その長)がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二三年政令第二三一号で平成二三年八月二四日から施行)

(スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討)

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの振興に関する計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

(スポーツ推進委員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二四法律六七)抄

(政令への委任)

第七十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二四年八月二二日法律第六七号）抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成二七年四月一日）

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

附 則（平成二六年六月二〇日法律第七六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年五月二〇日法律第四七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年六月二〇日法律第五六号）抄

（施行期日）

1 この法律は、平成三十五年一月一日から施行する。ただし、第二十六条第一項の改正規定（「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定及び同条第三項の改正規定（「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。）並びに第二十七条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年六月二〇日法律第五七号）抄

（施行期日）

1 この法律は、平成三十二年一月一日から施行する。

海津市スポーツ推進計画

(改訂版)

発行年月：令和2年3月

発行：海津市教育委員会

〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須 515

TEL：0584-53-1552 FAX：0584-53-1608